



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 52 (2015年4月23日発行)

みなさん、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報 Vol. 52 は

「最高裁判例 : 解雇補償金不払い判決～勤務中のチャット利用による解雇は適法」についてをお送り致します。

携帯電話やパソコンを使用し、さまざまな場所でアプリケーションを使用しチャットをしている姿を目撃します。今回は、チャットの使用が勤務中に行われ、これを事由に会社側が労働者を解雇した事例を取り上げました。

最高裁判例:「解雇補償金不払い判決」～勤務中のチャット利用による解雇は適法

裁判官はチャット好きな人物の実例を挙げ、「勤務時間中にチャットをしていた場合には事前通告なしに解雇される可能性がある」と警告した。事前通告なしに解雇したとして労働者が雇用者を訴え、訴訟となった例を挙げる。最高裁判所は「労働者が勤務時間中に個人的なおしゃべりをし雇用者である会社に損害を与えた場合には雇用者は法律に基づき解雇する権利がある」と記載して訴えを棄却した。

この件は2015年2月6日に公表された。タイ法務教育研究所事務局長のスラーウット・ベンジャクンは勤務時間中に様々なチャットアプリを使用している労働者に対して、最高裁判所判決が出されていることから事前通告及び補償金支払いなしに雇用者から解雇される可能性がある」と警告した。その訴訟の一例を挙げる。

2014年半ば、中央労働裁判所で訴訟(未結審事件第 2564/2557 号)が行われた。原告であるニター・ナートジャムノン(労働者)は株式会社 S を不当解雇で訴えた。

原告ニター・ナートジャムノン(労働者)は次の通り訴えた。「過失がないにも関わらず、事前通告なしに被告である株式会社 S から解雇された。原告は月額 30,000 バーツの賃金を支給されていた。原告には事前通告補償金として 59,000 バーツを受け取る権利がある。また不当解雇による損害金 90,000 バーツ並びに年利 7.5%の利息を請求する」

被告である株式会社 S は次の通り争う姿勢を見せた。「原告ニター・ナートジャムノンは故意に適法な命令に背き、勤務時間を個人的な用事に費やした。職務遂行に欠陥があり、標準以下となり、委任された通りに職務を遂行することができない。被告・株式会社 S の解雇は事前通告の必要がなく、正当な解雇である。よって訴えの棄却を求める」

この訴訟について、中央労働裁判所は原告の訴えを棄却する判決を下した。原告は不服とし最高裁判所労働訴訟課に再審を請求した。

最高裁判所は次の通り考える。被告・株式会社 S は 2010 年 1 月 25 日に原告ニター・ナートジャムノンを雇用し、3 カ月の試用勤務に就かせた。その後、2010 年 4 月 2 日、被告・株式会社 S は原告が被告会社のコンピュータを使用してインターネット経由で個人的な会話(チャット)をほぼ毎日のように、多い時には 1 日に 1 時間もしていたことを理由に解雇した。原告は被告の勤務時間を業務とは無関係な理由で費やしていたものとみなされる。また試用勤務期間中でもあった。また原告は経理面の業務に就いており、慎重でなければならない。慎重さに欠ける場合には会社に損害を与えることになりかねない。本事例は自身の職務に不適切な行為であり、被告である株式会社 S は民商法典第 583 条、2008 年労働者保護法第 17 条最終項に基づく事前通告及び補償金支払いを行わずに原告を即時解雇できる。

原告は「自身の行為は重大な過失ではなく、被告である株式会社 S は損害を被っていない」として再審を請求した。最高裁判所は「この再審の論点は 1979 年労働裁判所設置・労働裁判審理手続き法第 54 条 1 に基づき禁止されている法律条項について争うことを目的とした事実関係についての再審請求である」と考える。よって最高裁判所は審理を受理しない。原告が「中央労働裁判所の裁定は被告が個人的な会話(チャット)のためにコンピュータを使用したことに関する論点外のものである」として再審を請求した部分について、この裁定により被告が損害を被ったことが認定された。原告がほぼ毎日のように勤務時間を個人的な会話(チャット)に費やしていたことにより職務遂行に欠陥、遅延が生じた。このことは関連性があり、論点外とはならない。中央労働裁判所の判決は適法である。この件についての原告の再審請求は認められない。訴えの棄却を確認する判決を下す。

タイ法務教育研究所事務局長のスラーウットは次の通り述べた。「労働者は経理面の業務に就いており、慎重さが求められていた。労働者が勤務時間中に個人的な会話(チャット)をし、雇用者である会社に損害を与えた。そのため雇用者は事前通告なしに解雇を通告することができる。被告には損害金を請求する権利はない。このことは SNS 時代に生きる多くの労働者が知るべき実例である。勤務時間に影響を及ぼさないようにするため、インターネット経由で様々なチャットアプリを使用する際には適切な時間に会話(チャット)をすることが望ましい」

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

次回は、2015 年 5 月 21 日(木) です

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら
ご連絡頂けましたら幸いです。

TJ Prannarai (前田 maeda@tjprannarai.co.th)

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査 など各種対応が可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

取扱い文書は、契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

*詳細につきましてはご相談ください。

★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで **1,500THB** です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>